

令和 3 年 3 月 24 日
消 費 者 庁

特定商取引法に基づく行政処分について

四国経済産業局が特定商取引法に基づく行政処分を実施しましたので公表します。

本件は、特定商取引法第 69 条第 3 項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた四国経済産業局長が実施したものです。

令和3年3月24日

特定商取引法違反の訪問購入業者に対する業務停止命令（3か月）及び指示並びに当該業者の代表取締役に対する業務禁止命令（3か月）について

- 四国経済産業局は、訪問購入業者である株式会社A P C（愛媛県松山市）（以下「A P C」といいます。）に対し、令和3年3月23日、特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号。以下「特定商取引法」といいます。）第58条の13第1項の規定に基づき、令和3年3月24日から同年6月23日までの3か月間、訪問購入に関する業務の一部（勧誘、申込受付及び契約締結）を停止するよう命じました（以下「本件業務停止命令」といいます。）。
- あわせて、A P Cに対し、特定商取引法第58条の12第1項の規定に基づき、今回の違反行為の発生原因について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築することなどを指示しました（以下「本件指示」といいます。）。
- また、四国経済産業局は、A P Cの代表取締役の尾上祐一朗に対し、令和3年3月23日、特定商取引法第58条の13の2第1項の規定に基づき、令和3年3月24日から同年6月23日までの3か月間、本件業務停止命令により同社に対して業務の停止を命ずる範囲の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含みます。）の禁止を命じました（以下「本件業務禁止命令」とい、本件業務停止命令及び本件指示と併せて、以下「本件処分」といいます。）。
- なお、本件処分は、特定商取引法第69条第3項の規定に基づき、消費者庁長官の権限委任を受けた四国経済産業局長が実施したものです。

1 処分対象事業者

（1）名 称：株式会社A P C

（法人番号：1120001205122）

（2）本店所在地：愛媛県松山市千舟町五丁目2番1号 栄信第3ビル3階

（3）代 表 者：代表取締役 尾上 祐一朗（おのうえ ゆういちろう）

（4）設 立：平成29年4月11日

（5）資 本 金：800万円

（6）取 引 類 型：訪問購入

(7) 取扱商品：貴金属、アクセサリー、衣類、靴等

2 特定商取引法の規定に違反又は該当する行為

- (1) 勧誘の要請をしていない者に対する勧誘（特定商取引法第58条の6第1項）
- (2) 勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘（特定商取引法第58条の6第2項）
- (3) 契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（特定商取引法第58条の6第3項）
- (4) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第58条の8第2項）
- (5) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為（特定商取引法第58条の9）

3 四国経済産業局が認定したA.P.Cに対する本件業務停止命令及び本件指示の詳細は別紙1、尾上祐一朗に対する本件業務禁止命令の詳細は別紙2のとおりです。

【本件に関するお問合せ】

本件に関するお問合せにつきましては、消費者庁から権限委任を受けて消費者庁とともに特定商取引法を担当している経済産業局の消費者相談室で承ります。お近くの経済産業局まで御連絡ください。

なお、本件に係る消費者と事業者間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介を行うことはできませんので、あらかじめ御了承ください。

北海道経済産業局消費者相談室	電話	011-709-1785
東北経済産業局消費者相談室		022-261-3011
関東経済産業局消費者相談室		048-601-1239
中部経済産業局消費者相談室		052-951-2836
近畿経済産業局消費者相談室		06-6966-6028
中国経済産業局消費者相談室		082-224-5673
四国経済産業局消費者相談室		087-811-8527
九州経済産業局消費者相談室		092-482-5458
沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室		098-862-4373

- 消費者ホットライン（全国統一番号） 188（局番なし）
身近な消費生活相談窓口を御案内します。
※一部のIP電話、プリペイド式携帯電話からは御利用いただけません。
- 最寄りの消費生活センターを検索する。
<http://www.kokusen.go.jp/map/index.html>

(本発表資料のお問い合わせ先)

四国経済産業局 産業部 商務・流通・サービス産業課

(消費経済担当) 参事官 藤澤

担当者：芳谷、平山

電話：087-811-8526（直通）

URL：<https://www.shikoku.meti.go.jp/>

※本発表資料以外のお問い合わせは総務課広報担当（087-811-8505）にお願いします。

株式会社A P Cに対する行政処分の概要

1 事業概要

株式会社A P C（以下「A P C」という。）は、消費者宅等に電話をかけ、履物及び古着等の物品（ただし、後述する本件物品②に該当するものを除く。以下「本件物品①」という。）の売買契約（以下「本件売買契約①」という。）の締結について勧誘し、引き続き本件売買契約①の締結について勧誘するために消費者宅を訪問することについての承諾を取り付けるなどした上で、消費者宅を訪問し、同所において、本件売買契約①並びにブランド品、アクセサリー、貴金属類及びこれらに類する物品（以下「本件物品②」という。）の売買契約（以下「本件売買契約②」という。）の一方又は双方の締結について勧誘を行い、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方の申込みを受け、又は当該消費者との間で本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結して本件物品①、本件物品②の一方又は双方の購入を行っていることから、同社が行う本件物品①及び本件物品②の購入は、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に該当する。

2 処分の内容

（1）業務停止命令

A P Cは、令和3年3月24日から同年6月23日までの間、訪問購入に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ア A P Cが行う訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- イ A P Cが行う訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- ウ A P Cが行う訪問購入に関する売買契約を締結すること。

（2）指示

A P Cは、特定商取引法第58条の6第1項の規定により禁止される勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、同条第2項の規定により禁止される勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、同条第3項の規定により禁止される契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、同法第58条の8第2項に規定する書面の交付義務に違反する行為（記載不備）及び同法第58条の9に規定する物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為をしている。かかる行為は、特定商取引法の規定に違反するものであることから、当該行為の発生原因

について、調査分析の上検証し、再発防止策を講ずるとともに、コンプライアンス体制を構築し、これらをA P Cの役員及び同社の業務に従事する者に、前記（1）の業務停止命令に係る業務を再開するまでに周知徹底すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の12第1項及び第58条の13第1項

4 処分の原因となる事実

A P Cは、以下のとおり、特定商取引法の規定に違反する行為をしており、訪問購入に係る取引の公正及び売買契約の相手方の利益が著しく害されるおそれがあると認定した。

（1）勧誘の要請をしていない者に対する勧誘（特定商取引法第58条の6第1項）

A P Cは、遅くとも令和2年5月以降、訪問購入に係る本件売買契約①の締結について勧誘をする承諾のみ取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において、訪問購入に係る本件売買契約②の締結についての勧誘の要請をしていない者に対し、当該売買契約の締結について勧誘をしている。

（2）勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘（特定商取引法第58条の6第2項）

A P Cは、遅くとも令和2年5月以降、訪問購入をしようとするとき、本件売買契約①の締結についての勧誘に先立って、その相手方に対し、当該勧誘を受ける意思があることを確認せずに、当該勧誘を行っている。

また、A P Cは、遅くとも令和2年5月以降、訪問購入をしようとするとき、本件売買契約①の締結について勧誘をする承諾のみ取り付けた上で消費者宅を訪問したにもかかわらず、同所において本件売買契約②の締結について勧誘しているところ、その本件売買契約②の締結についての勧誘に先立って、その相手方に対し、当該勧誘を受ける意思があることを確認していない。

（3）契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘（特定商取引法第58条の6第3項）

A P Cは、遅くとも平成31年1月以降、本件物品①又は本件物品②について、「なにもない。」、「売りません。」などと訪問購入に係る本件売買契約①又は本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示した消費者に対し、「何かないですか。」、「他に何かないですか。」、「1個でも譲って下さい。」などと告げて、引き続き本件売買契約①又は本件売買契約②の締結について勧誘をしている。

(4) 書面の交付義務に違反する行為（記載不備）（特定商取引法第58条の8第2項）

A P Cは、遅くとも平成31年1月以降、消費者宅において、訪問購入に係る売買契約を締結した際に、代金を支払い、かつ、物品の引渡しを受けたとき、その売買契約の相手方に交付することが義務づけられている契約の内容を明らかにする書面を交付しているが、当該書面には、特定商取引に関する法律施行規則（昭和51年通商産業省令第89号）第48条第5号に規定する物品の特徴が記載されていない。

(5) 物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為（特定商取引法第58条の9）

A P Cは、遅くとも令和2年5月以降、訪問購入に係る売買契約（本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方）の相手方から直接物品の引渡しを受けるとき、その売買契約の相手方に対し、特定商取引法第58条の8第2項に規定する売買契約の内容を明らかにする書面を受領した日から起算して8日以内（以下「クーリング・オフ期間」という。）は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていない。

5 勧誘事例

【事例1】（勧誘の要請をしていない者に対する勧誘、勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘、契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

令和2年5月上旬、A P Cの電話勧誘員（以下「アポインター」という。）乙は、消費者Aに電話をかけ、Aに対し、「あの、出番のなくなったあの一靴とか洋服。」、「1個2個とかでもお値段聞いてもらえないですかねー」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘を行い、Aは、本件物品①の買取りについてA P Cの訪問営業員（以下「クローザー」という。）がA宅を訪問することを承諾した。

その後、アポインターYが、同日中にAに電話をかけ、Aに対し、「今日用意してもらえるのは靴ですよね。」などと告げた。それを受けたAは、靴が2足ある旨を伝えた。すると、Yは、「今ね、男物の腕時計とか、女性だったらアクセサリーもお買取りやってるんですね。」などとAに告げたが、Aは「ないないない」、「宝石ないの」などと答えた。

さらに、アポインターXが、同日中にAに電話をかけ、Aに、Wという男性スタッフが間もなくA宅を訪問する旨告げた。

そして、同日、クローザーWは、A宅を訪問し、Aに対し、A P Cの名称とWの名前を名乗り、Aが用意していた本件物品①について値段を付けた。ここまで

Aが、Z、Y及びXに対し、本件売買契約②についての勧誘の要請をしたことではなく、Z、Y及びXが、Aに、本件売買契約②に係る勧誘を受ける意思があることを確認したことはなかった。しかし、Wは、Aに対し、「他に何かないですか。」、「貴金属はないですか。」などと告げて、本件売買契約②に係る勧誘を行った。

Aは、Wに対し、「何もない」などと言い、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、Wは、「何かないですか。見せるだけでいいんです。」、「一つぐらいはあるでしょう。」、「壊れていてもいいですから。」、「見せるだけでいいですから。」などと告げて、続けて本件売買契約②の締結について勧誘をした。

同日、Aは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結した。

Aは、その場で本件物品①及び本件物品②の一方又は双方をWに引き渡したが、その際、Wは、Aに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなかつた。

【事例2】（勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘）

令和2年5月中旬、アポインターVは、消費者Bに電話をかけ、「恐れ入ります。A P CのVと申しまして」、「突然すいません、今ですね、おうちの方で履かなくなつた古い靴の買い取りをしてまして」、「みなさんね、お値段が良かったら、1点からお買い取りして回ってるんですね」、「靴とか服とか、みなさん、簡単に出しやすいものをもう、ほんとに処分してもいいかなーっていうものを出していただいているんです。お値段次第でみなさん出していただいているので」などと告げて、Bに本件物品①の買取りについて、勧誘を受ける意思があることを確認せずに本件売買契約①の締結について勧誘を行つた。

同日、Bは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結した。

【事例3】（勧誘を受ける意思があることを確認することをしないで行う勧誘）

令和2年5月中旬、アポインターUは、消費者Cに電話をかけ、「私、A P CのUと申しまして」、「この度のお電話なんですけれども、今、ご近所を回っておりまして、あのご家庭で履かなくなつた靴なんんですけどね、あのうちが今1足からお値段次第でお譲りいただきしております」、「古い物でよかったですけど」、「一回、お値段聞いていただいて、良かったらお買取りさせていただけませんか」などと告げて、Cに本件物品①の買取りについて、勧誘を受ける意思があることを確認せずに本件売買契約①の締結について勧誘を行つた。

同日、Cは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方（合計買取金額5,000円以上）を締結した。

【事例 4】(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘)

令和2年5月中旬、アポインターTは、消費者Dに電話をかけ、「一応以前にね一〇〇市の方で一洋服類の買い取りでーってご案内させていただいたんですけど、覚えてくださってますかね?」、「一応紳士もん、婦人物、季節柄も問わないんですけど一婦人物の洋服なんかがねー」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘を行った。これに対し、Dは、「処理してしまったからもういいです。」と言ったが、Tから、「さっきの方なんかも古一いもんやつたらって言ってね」、「スカート2枚ほど出してもらってー」、「奥さんもそんなんやつたら、まだ残ってるのってあることありますかねー?」などと告げられたため、「もう大分整理してしまったわ」、「ごめんね。」などと言い、さらに、Tから「履かんような靴なんかやつたら下駄箱に置きっぱなしやなーっていうものってあります?」などと告げられたため、「もういいです。」、「もういいわ。」などと言って、本件売買契約①を締結しない旨の意思を表示した。

しかし、Tは、「1足くらいやつたら奥さんあることありますー?」などと告げて、更に本件売買契約①の締結について勧誘を行い、これに対しDが「もうそんなんええわ」、「もうそんぬうるさく言わないでー」などと言って、繰り返し本件売買契約①を締結しない意思を表示したが、Tは、「奥さん1足だけーご無理言ってんの重々承知なんですけど」などと告げた。これに対し、Dは、「もういいわ。もうそんなもう一、そんなもん出したってお金にもならへんやん。」、「もーあんまりしつこー言わんといいて、しんどいわーもうほんと」などと言って繰り返し本件売買契約①を締結しない旨の意思を表示したが、Tは、「奥さん1足だけ、ご無理言ってるの分かってるんですけどー置きっぱなしやつたら、もったいないんでー1個だけお願ひします。」などと告げ、本件売買契約①の締結について続けて勧誘を行った。

同日、Dは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結した。

【事例 5】(契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘)

平成31年1月、アポインターSは、消費者Eの勤務先に電話をかけ、電話に出たEに対し、「不要品ありませんか」、「要らない古着、瀬戸物、何でも結構です」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘を行い、Eは、本件物品①の買取りについてクローザーがE宅を訪問することを承諾した。

そして、同日、クローザーRは、E宅を訪問し、Eに対し、A P Cの名称とRの名前を名乗り、Eが用意していた本件物品①について値段を付けた。すると、Rは、Eに対し、「宝石や貴金属はないですか」などと告げて、本件売買契約②に係る勧誘を行った。

これに対し、Eは、「売るような物はありません」などと言い、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、Rは、「指輪はしないんですか」、「使っていない指輪はないですか」、「指輪を見せてください」などと告げて、続けて本件売買契約②の締結について勧誘を行った。

同日、Eは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結した。

【事例6】（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

令和2年6月中旬、アポインターQは、消費者F宅に電話をかけ、Fに対し、「今から買取りにお伺いしたいんですけど」、「何か不要な物はないですか」、「履かなくなってしまった靴はないですか」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘を行い、Fは、本件物品①の買取りについてクローザーがF宅を訪問することを承諾した。

そして、同日、クローザーPは、F宅を訪問し、Fに対し、A P Cの名称とPの名前を名乗り、Fが用意していた本件物品①を見るやFに対し、「何か他ないですか」などと告げ、これに対し、Fは、「靴だけということだったでしょ。他にはありません」などと言った。しかし、Pは、「金色の物はないですか。銀色の物はないですか。持ってきて下さい。」などと告げて、本件売買契約②に係る勧誘を行い、Fが「そういった物に興味がないので、持っていないんです。」、「ないんです、うちには」などと言って本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示しても、「何でもいいから、持ってきて下さい。」、「見せるだけでいいですから。」などと告げて、続けて本件売買契約②に係る勧誘を行った。

同日、Fは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方（合計買取金額1,000円以下）を締結した。

Fは、その場で本件物品①及び本件物品②の一方又は双方をPに引き渡したが、その際、Pは、Fに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなかった。

【事例7】（契約を締結しない旨の意思を表示した者に対する勧誘、物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

令和2年6月中旬、アポインターOは、消費者G宅に電話をかけ、Gに対し、「要らない靴ありますか。」、「あれば売って下さい。」、「古い物でも大丈夫です。」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘を行い、Gは、本件物品①の買取りについてクローザーがG宅を訪問することを承諾した。

そして、同日、アポインターNは、G宅に電話をかけ、Gに対し、「ちょっと、待つといて下さい。」、「他にブランドのバッグやアクセサリーで、要らない物があつ

たら一緒に出しておいて下さい。」などと告げた。

その後、同日、クローザーMは、G宅を訪問し、Gに対し、A P Cの名称とMの名前を名乗り、Gが用意していた本件物品①について写真を撮った後、Gに対し、「他に貴金属はないですか。」などと告げて、本件売買契約②に係る勧誘を行った。

Gは、Mに対し、「売るような貴金属はない」などと言い、本件売買契約②を締結しない旨の意思を表示したが、Mは、「見せるだけでいいから」、「他に何かないですか、他に何かないですか」、「ダイヤはないですか」などと告げて、続けて本件売買契約②の締結について勧誘を行った。

同日、Gは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結した。

Gは、その場で本件物品①及び本件物品②の一方又は双方をMに引き渡したが、その際、Mは、Gに対し、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げなかつた。

【事例8】（物品の引渡しの拒絶に関する告知義務に違反する行為）

令和2年6月、アポインターIは、消費者H宅に電話をかけ、Hに対し、「何か不要品ないですか」、「履かなくなった靴とかあるでしょう」、「あれば売ってください」などと告げて、本件売買契約①の締結について勧誘を行い、Hは、本件物品①の買取りについてクローザーがH宅を訪問することを承諾した。

そして、同日、クローザーKは、H宅を訪問し、Hに対し、A P Cの名称とKの名前を名乗り、Hが用意していた本件物品①について査定をした後、Kは、Hに対し、「貴金属はないですか」などと告げて、本件売買契約②に係る勧誘を行つた。

同日、Hは、A P Cとの間で、本件売買契約①及び本件売買契約②の一方又は双方を締結した。

Hは、その場で本件物品①及び本件物品②の一方又は双方をKに引き渡したが、その際、Kは、Hに対し、クーリング・オフ期間に当該物品の引渡しを拒絶した場合には当該物品の買取金額の再査定が必要となるなどと告げるのみで、クーリング・オフ期間は当該物品の引渡しを拒むことができる旨を告げていなかつた。

(別紙2)

尾上 祐一朗に対する行政処分の概要

1 名宛人

尾上 祐一朗（おのうえ ゆういちろう）（以下「尾上」という。）

2 処分の内容

尾上は、令和3年3月24日から同年6月23日までの間、特定商取引に関する法律（以下「特定商取引法」という。）第58条の4に規定する訪問購入（以下「訪問購入」という。）に関する業務のうち、次の業務を新たに開始すること（当該業務を営む法人の当該業務を担当する役員となることを含む。）を禁止すること。

- （1）訪問購入に関する売買契約の締結について勧誘すること。
- （2）訪問購入に関する売買契約の申込みを受けること。
- （3）訪問購入に関する売買契約を締結すること。

3 処分の根拠となる法令の条項

特定商取引法第58条の13の2第1項

4 処分の原因となる事実

- （1）別紙1のとおり、株式会社A P C（以下「A P C」という。）に対し、特定商取引法第58条の13第1項の規定に基づき、同社が行う訪問購入に関する業務の一部を停止すべき旨を命じた。
- （2）尾上は、A P Cの役員であり、かつ、同社が停止を命ぜられた業務の遂行に主導的な役割を果たしていた。